

「南島原市地下水保全条例改正（案）」への意見募集結果

1. 意見募集期間

令和 7年12月1日(月) ~ 令和 7年12月26日(金)

2. 意見募集状況

- 1) 応募者数 1件
- 2) 意見件数 8件

3. 意見への対応区分とその件数

対応区分	内 容	件 数
A	意見を踏まえて素案を補修修正、又は追加記載したもの	
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	1
C	既に記載済み・対応済みのもの	1
D	反映が困難なもの	2
E	感情、感想、質問等に対する回答を行ったもの	4

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

条例改正 (案) の当 該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
第2条（2） 井戸の定義 について	井戸の定義に「自噴井」が書き加えられていますが、これは、例えば内野水源神社やそれに類するような湧き水もこの条例の対象になるということでしょうか？ もし、湧き水もこの条例の対象となり、他の井戸と同じ様に量水器の設置や採取量の報告、その他が要求されるのであれば不都合が多くなります。湧き水もこの条例の対象とするのであれば、保全以外の制約については例外とするべきと思います。	「自噴井」は、掘削により「新規に設置」又は「既存の自噴井（湧水を含む）を変更（拡張等）」するものを想定しております。	C

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

計画（案） の当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
第8条の2 住民説明会 を市長の判断 で省略する ことが出来る 件	<p>周辺住民に対して行わないといけないことになっていける説明会を、公共の用に供する場合又は特別の事情があると市長が認めた場合には省略することが出来るようになっていますが、「特別な事情」が明確でなく恣意的に運用される可能性があります。「議会でその内容を精査し承認する」など、公の場で判断を示す必要があると思います。</p> <p>また、公共の用に供する場合であっても住民に理解を求めるることは重要で説明会を省略するべきではなく、この要件は必要無いと思います。</p>	<p>地下水採取の計画は、市の諮問機関である南島原市地下水保全審議会において、内容を精査した上で許可の適否を審議することとなります。</p> <p>第8条の2ただし書きにより住民説明会を開催しない場合であっても審議対象となり、住民説明会開催の有無や開催不要とした経過を含め、客観的かつ総合的な見地から精査し判断されます。</p> <p>また、「公共の用に供する場合」については、本市も地域住民への丁寧な説明が必要と考えており、一連の手続きの中でどのような措置が取られているか確認してまいりたいと考えております。</p> <p>今回いただいたご意見につきましては、条例の運用において適正に対応してまいります。</p>	B
第9条　冒頭の条件について	「第8条の規定により協議を終了した者」は「第8条および第8条の2の規定により協議を終了した者」とし、住民説明会も完了していることを条件に加えるべきです。	南島原市地下水保全審議会において、事前協議及び住民説明会の状況等を含めて許可の適否を審議するため、許可申請の条件に加える必要はないと考えております。	E

第 11 条第 2 項 許可要件について	井戸が外国の管理とならぬないように、申請者は日本人であることを許可要件に加えてください。（申請者が法人の場合には日本国の法人でかつ代表が日本人であること）	ご指摘の箇所は今回改正することとしておりませんでした。ご意見の内容については、井戸の管理を日本人に限定する立法事実がないため、条例に書き加えることは困難と考えております。今後も国の動向等を注視してまいります。	D
第 15 条第 1 項 許可の継承人について	許可を受けた井戸の譲り受け・相続を受ける継承人には「日本人に限る」という条件を追加してください。（水源を守るため）	ご指摘の箇所は今回改正することとしておりませんでした。ご意見の内容については、井戸の管理を日本人に限定する立法事実がないため、条例に書き加えることは困難と考えております。今後も国の動向等を注視してまいります。	D
第 16 条 南島原市地下水保全審議会について	南島原市地下水保全審議会は地下水保全に係る施策の審議や井戸の設置・変更の許可の適否を判断する組織でありながら、その委員名簿や議事録が公開されていないブラックボックス審議会であり、審議が適正に行われているのか疑義が生じます。委員名簿と議事録の公開を求めます。	ご指摘の箇所は今回改正することとしておりませんでした。ご意見の内容については、南島原市情報公開条例により対応できるものと考えております。	E
第 18 条 委員の条件について	(1) の知識経験を有する者の「知識経験」は何に関する知識や経験かが書かれておらず文章として不完全です。完全な文章で記述してください。 (2) の関係機関の代表者の「関係機関」が不明です。どのような機関かを明示してください。	ご指摘の箇所は今回改正することとしておりませんでした。ご意見の内容については、本条例や南島原市地下水保全審議会の主旨や目的（第 1 条、第 16 条）から読み取れるものと考えております。また、委員の選任にあたっては、適切な人員の確保に努めてまいります。	E

第 21 条第 3 項 審議会開催に必要な委員数について	第18条では審議会委員は10人以下としか書かれておらず、例えば、委員が 6 人の場合には、その半数の 3 人で審議会の開催が可能で、その出席人数の半数以上、つまり 2 人の意見で結論が出ることになり、公正な審議はできないように思います。審議会開催の条件は「委員の 8 割より多い参加」としてはいかがでしょうか？ この場合、委員数が 5 人以下の場合は全員参加、6 人～10 人の場合には欠席 1 名までとなります。	ご指摘の箇所は今回改正することとしておりませんでした。ご意見の内容については、南島原市地下水保全審議会の運営が困難になることも懸念されますので、今後の参考とさせていただきながら、公正な地下水保全審議会の設置・運営に努めてまいりたいと考えております。	E
------------------------------	---	--	---